

保 健 事 業 ・ 医 療

1. 母子保健事業
2. 成人及び老人保健事業
3. 予防接種
4. 精神保健
5. 被爆者援護
6. 難病対策
7. その他の保健事業等
8. 医務・薬務
9. 医療体制
10. こども発達相談センター

保 健 事 業 ・ 医 療

1. 母子保健事業

大津市の乳幼児健診は「大津 1974 方式」として、受診もれをなくす・発見もれをなくす・対応もれをなくすを 3 つの柱として体系づけられた。その後、社会情勢、生活環境の変化等に伴い、現在は、健診が早期発見・早期対応の場から育児支援、虐待の早期発見・予防としての機能が高くなりつつある。また、発達障害の早期発見、早期対応に関しては、関係機関と連携し、様々な形で取り組んでいる。

令和 5 年 2 月から伴走型相談支援事業として、妊娠、出産、子育てについて切れ目ない支援を実施している。妊娠期から子育ての見通しを立て、保護者支援を中心に据えた育児力を高めるための様々な事業を以下のとおり展開している。

(1) 母子健康手帳の交付及び妊婦相談

和邇、堅田、比叡、中、膳所、南及び瀬田すこやか相談所で交付し、相談に応じている。また、各すこやか相談所では、妊婦一人ひとりに妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）を利用し、妊娠中の保健サービスの案内や出産後の手続き等の案内を行っている。

(2) 妊産婦健康診査

医療機関等に委託して妊産婦健康診査を実施している。

妊婦健康診査は、これまで 1 回あたり平均助成額約 3,500 円の基本受診券（基本健康診査時に利用できる受診券）14 回分（多胎妊婦は 19 回分）と各種検査受診券により計 94,940 円（多胎妊婦は 125,540 円）を助成していたが、受診券による助成額を超える費用については自己負担だった。令和 6 年度からは、基本受診券の助成額を一律 5,000 円に増額し、各種検査受診券と合わせて計 118,360 円（多胎妊婦は 153,960 円）を助成することとしたほか、基本受診券、検査受診券の補助上限額を超えて自己負担した費用（各受診券記載の内容に限る。）や基本健康診査で 14 回（多胎妊婦は 19 回）を超えた受診（出産予定日（40 週 0 日）以降の医師等が必要と認めた受診）の費用の償還払を開始した。

また、令和 6 年度から産婦健康診査について、1 回あたり 5,000 円の受診券 2 回分の計 10,000 円の助成を開始した。

（令和 6 年度）

合 計	
延べ	26,326 件

(3) マタニティサロン・初めてのパパママ教室

妊婦及びそのパートナーを対象に交流と学習の場を提供している。（マタニティサロンのうち、2 回は高齢妊婦を対象に実施。）

（令和 6 年度）

	回 数	参 加 数
マタニティサロン	13 回	108 人
初めてのパパママ教室	18 回	261 組

(4) 新生児訪問

概ね生後 2 か月までの新生児・乳児を持つ家庭を訪問することにより、児の異常の早期発見、母親の心身の健康状態の観察を行い、家庭内での育児が円滑に行えるよう指導する。

（令和 6 年度）

実 施 数	継続支援率
2,078 人	49.9%

※大津市に里帰り中の新生児訪問を含む

(5) 赤ちゃん手帳送付

乳幼児健診の勧奨のため、健診の問診票、オンライン問診票(生後6か月と12か月に家庭での様子を入力いただくもの)、各月齢における育児に対するヒント、離乳食のすすめ方を一冊にまとめた赤ちゃん手帳と保健予防課作成の予防接種手帳(手引き、予診票、接種券)を生後2か月頃に送付している。

(6) 乳幼児健診

(令和7年度)

健 診	目 的	方 法	内 容	実施結果 (令和6年度)
(注1) 1か月児健診	疾病の早期発見及び 早期対応	個別 (医療機 関委託)	身体計測、小児科診察、個 別指導	-
赤ちゃん 相談会	4か月児健診後のフォ ローと育児支援	集団	身体計測、小児科診察、育 児・発達・栄養・歯科の相 談(相談内容に応じた個別 相談)	受診者 288人
4か月児 健診	疾病の早期発見及び 早期対応	個別 (医療機 関委託)	身体計測、小児科診察、個 別指導	対象者 2,250人 受診者 2,240人 受診率 99.6%
10か月児 健診	幼児期への移行期に おける心身の発達及 び育児上の問題の早 期発見、早期対応とむ し歯予防	集団	身体計測、小児科診察、保 健指導、歯科保健指導、発 達相談、栄養相談	対象者 2,351人 受診者 2,371人 (注2) 受診率 100.9%
1歳9か月児 健診	早期のむし歯予防と1 歳半の発達の節目を こえて、幼児期に入っ ているか確認	集団	身体計測、小児科診察、保 健指導、発達相談、歯科健 診及び保健指導とフッ化物 塗布	対象者 2,509人 受診者 2,335人 受診率 93.1%
2歳6か月児 健診	乳歯列の完了期にお けるむし歯予防及び 育児に関する主訴に ついての相談と指導	集団	歯科健診及び保健指導とフ ッ化物塗布、主訴のある保 護者又は個別相談が必要な 幼児に対して育児、発達の 相談及び保健指導	対象者 2,530人 受診者 2,343人 受診率 92.6%
3歳6か月児 健診	臼歯部のむし歯予防、 尿検査、ささやき声検 査、視力検査を通じて 疾病の早期発見と早 期対応及び肥満予防・ 指導、精神発達上の継 続支援	集団	身体計測、小児科診察、視 力検査、屈折検査、尿検査、 保護者によるささやき声検 査の結果確認、保健指導、 歯科健診及び保健指導、フ ッ化物塗布、栄養相談、発 達相談	対象者 2,610人 受診者 2,474人 受診率 94.8%

(注1)1か月児健診については令和7年度より実施

(注2)令和5年度の受診対象者が未受診者対応等により受診したため

(7) 発達相談事業

各健診で発見された障害児、要経過観察児及び保護者からの申し込みのある乳幼児を対象に発達相談を実施している。

(相談結果)

(令和 6 年度)

年度年齢 件 数	0 歳児	1～3 歳児	4 歳児以上	合 計
実 人 数(人)	343	666	28	1,037
延 人 数(人)	411	930	29	1,370

(8) 離乳食教室

第一子で 4 か月から 6 か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の始め方、進め方などの指導を実施している。

令和 2 年度から、7 か月から 9 か月児をもつ保護者を対象に後期離乳食教室を始めた。また、オンライン教室も実施している。

(令和 6 年度)

	実施回数	参加組数
前期教室	24(12)	191(63)
後期教室	24(12)	99(29)
合計	48(24)	290(92)

※()内はオンライン教室の数

(9) 子育て教室・母子健康教育

母と子が安心して集える集団の場を提供し、遊びや育児経験等を伝えあうことにより、地域ぐるみの子育てに取り組めるよう実施している。

(回数及び参加状況)

(令和 6 年度)

回数	参加者数
123	1,183

(10) 不育症治療費助成制度

不育症治療費助成制度は、不育症検査及び治療（アスピリン療法及びヘパリン療法に限る。）に係る本人負担額に 2 分の 1 を乗じて得た額を助成している。（上限 15 万円）

また、先進医療に係る不育症検査費用助成制度として、先進医療に位置づけられた不育症検査のうち将来的な保険適用を見据え実施されるものを受けた者に対し、1 回の検査に係る費用の 7 割に相当する額を助成する制度を設けている。（上限 6 万円）

(実施状況)

(令和 6 年度)

	助成件数
不育症治療費助成制度	8 件

(11) 多胎児家庭育児支援事業

出生から3歳の誕生日の前日まで、合計100時間の範囲内でヘルパーを派遣し、多胎児を養育する保護者の負担軽減を図る。

(実施状況 令和6年度)

利用者実件数 35件

利用実施回数 485回

(12) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病患者に対し、その治療に要した医療費の自己負担分（一部又は全額）を補助している。

(実施状況 令和6年度)

支給実人数 396人

(13) 未熟児養育医療給付事業

未熟児であって、指定医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に、医療の給付を行う。

(実施状況 令和6年度)

給付実人数 143人

2. 成人及び老人保健事業

市民の健康の保持・増進を図るため、健康増進法に基づく健康相談、健康教育及び各種がん検診等の健康増進事業を、医師会をはじめ関係団体の協力のもとに実施している。

平成30年10月からは、「がん対策推進基本計画」に基づきアピアランスケア支援事業を開始し、がん患者が購入する補整用具（ウィッグ・帽子・乳房補整具）の購入に係る費用を助成している。

また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度から、滋賀県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした健康診査を実施している。

(1) 健康手帳の交付

健（検）診の記録や保健指導の記録等を記載し、自らの健康管理に役立てるために、おおむね40歳以上の希望者に対して健康手帳を交付している。

(交付状況) (令和6年度)

交付数
820冊

(2) 健康教育

生活習慣病や疾病の予防、介護を要する状態となることの予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るとともに、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的に各すこやか相談所において健康教育を実施している。

(集団健康教育実施状況) (令和6年度)

・健康増進事業 18回 791人

・介護予防普及啓発事業 106回 2,077人

(3) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うことにより、生活習慣病や疾病の予防及び健康の保持増進を図っている。各すこやか相談所においては、毎日（祝祭日及び土、日を除く）健康相談室を開設し、市民の健康に関する相談に応じている。また、地域によっては、市民センターでの健康相談日を設けている。さらに地域からの依頼による健康相談も実施している。

（実施状況）

（令和 6 年度）

区分	すこやか相談所	各学区市民センター	その他(老人・成人)	合 計
開催回数	1,701 回	52 回	58 回	1,811 回
相談人数	5,619 人	2 人	1,185 人	6,806 人
相談件数	5,738 件	6 件	1,361 件	7,105 件

(4) 訪問指導

療養上の保健指導が必要と認められる者及びその家族等に対して、各すこやか相談所の保健師等が家庭を訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図っている。健康増進法に基づく訪問指導は、40 歳から 64 歳までの市民が対象となっている。

（実施状況）

（令和 6 年度）

訪問実人数	111 人	訪問延人数	116 人
-------	-------	-------	-------

(5) 肝炎ウイルス検診

40 歳以上の市民で、①過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない者 ②特定健診及びその他の法令に基づき行われる特定健診に相当する健康診断の結果において肝機能検査の数値のうち、いずれか 1 つでも「保健指導判定値」であった者を対象に、実施機関での個別検診と、特定健診と同日実施による集団検診を実施している。また、精度管理のために大津市消化器がん検診協議会を開催し、肝炎ウイルス検診の充実を図っている。

（実施状況）

（令和 6 年度）

受診者数	B型肝炎ウイルス陽性者数	「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」人の数
1,432 人	1 人	2 人

(6) 胃がん検診（胃部エックス線検査）

50 歳以上の偶数年齢の市民を対象に市民センター等で検診車による集団検診を実施している。また、精度管理のために大津市胃がん検診協議会を開催し、胃がん検診の充実を図っている。

（実施状況）

（令和 6 年度）

受診者数	要精検者数	がん発見者数
367 人	11 人	0 人

(7) 胃がん検診（胃内視鏡検査）

平成 30 年 2 月から、当該年度において 50 歳以上の偶数年齢の市民（2 年に 1 度）を対象に、実施機関での個別検診を実施している。また、精度管理のために大津市胃がん検診協議会を開催し、胃がん検診の充実を図っている。

（実施状況）

（令和 6 年度）

受診者数	要精検者数	がん発見者数
1,762 人	99 人	3 人

(8) 子宮頸がん検診

20 歳以上の女性市民（2 年に 1 度）を対象に、検診車による集団検診及び県内実施機関での個別検診を実施している。令和 4 年度からは特定健診と同日実施による集団検診を実施している。

（実施状況）

（令和 6 年度）

受診者数	要精検者数	がん発見者数
12,392 人	281 人	2 人

(9) 乳がん検診

40 歳以上の女性市民（2 年に 1 度）を対象に、検診車による集団検診及び県内実施機関での個別検診を実施している。平成 30 年度からは特定健診と同日実施による集団検診を実施している。

（実施状況）

（令和 6 年度）

受診者数	要精検者数	がん発見者数
5,880 人	411 人	20 人

(10) 大腸がん検診

40 歳以上の市民を対象に、実施機関での個別検診と、特定健診と同日実施による集団検診を実施している。また、精度管理のために大津市消化器がん検診協議会を開催し、大腸がん検診の充実を図っている。

（実施状況）

（令和 6 年度）

受診者数	要精検者数	がん発見者数
18,935 人	1,127 人	49 人

(11) 肺がん結核検診

40 歳以上の市民及び 65 歳以上の市内居住者を対象に、実施機関での個別検診と、特定健診と同日実施による集団検診を実施している。また、精度管理のために大津市肺がん結核検診協議会を開催し、肺がん結核検診の充実を図っている。

（実施状況）

（令和 6 年度）

受診者数	要精検者数	がん発見者数
21,849 人	1,162 人	6 人

(12) 基本健康診査

健康増進法に基づき、40 歳以上で医療保険に加入していない生活保護世帯の者及び中国残留邦人等の支援を受けている者を対象に、登録医療機関において個別健診を実施している。

実施期間：令和 7 年 6 月から令和 8 年 1 月まで

（実施状況）

（令和 6 年度）

受診者数	307 人
------	-------

(13) 後期高齢者健康診査

滋賀県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、滋賀県後期高齢者医療制度被保険者を対象に、生活習慣病を早期に発見するための健康診査を県内登録医療機関において実施している。

実施期間：令和7年6月から令和8年1月まで

(実施状況)

(令和6年度)

受診者数	13,735 人
------	----------

(14) 歯科保健推進事業

妊婦と25歳、30歳、35歳、40歳、45歳の者を対象に、歯周病検診を実施している。

(実施状況)

(令和6年度)

受診者数
1,426 人

(15) 胃がんリスク検診（胃の健康度検査）

当該年度において40～60歳で、今までに同検診を受けたことがない市民を対象に実施医療機関での個別検診を実施している。

(実施状況)

(令和6年度)

受診者数	精検不要者（A群） 数	要精検査者数		がん発見者数
		B群	C群	
112 人	88 人	17 人	7 人	0 人

(16) アピアランスケア支援事業

平成30年10月から開始。がん患者の療養生活の質的向上のため購入する補整用具（ウィッグ・帽子・乳房補整具）の購入に係る費用を助成している。

（助成対象者）抗がん剤治療等の副作用による脱毛症状に対処するためにウィッグや帽子を購入、又は手術等による乳房の切除により乳房補整具を購入し、現にがん治療を受けている、又は過去にがん治療を受けていた市民

（助成金額）補整用具の購入に要した費用に相当する額と10,000円のいずれか少ない方の額

（申請）助成対象者1人につき、補整具ごと（乳房補整具は左右ごと）に生涯1回限り

（実施期間）：令和7年4月から令和8年3月まで

(申請状況)

(令和6年度)

合計	男性	女性
141 人	7 人	134 人

3. 予防接種

定期予防接種

乳幼児：五種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ）、四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）、三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）、急性灰白髄炎（ポリオ）、日本脳炎（1期）、BCG、麻しん、風しん、麻しん風しん混合（1期・2期）、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症

学 童：二種混合（ジフテリア、破傷風）、日本脳炎（2期）、子宮頸がん予防

高齢者（65歳以上）：インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症

定期接種予防接種者数（延べ）

（令和6年度）

予防接種名	麻 し ん	風 し ん	麻しん風しん 混 合	四 種 混 合	三 種 混 合	日 本 脳 炎
接 種 者 数	0 人	0 人	5,072 人	3,287 人	1 人	10,784 人
予防接種名	二 種 混 合	B C G	ポ リ オ	水 痘	子 宮 頸 がん 予 防	ヒ ブ
接 種 者 数	2,861 人	2,264 人	0 人	4,612 人	12,145 人	2,826 人
予防接種名	小 児 用 肺 炎 球 菌	高 齢 者 インフルエンザ	高 齢 者 肺 炎 球 菌	B 型 肝 炎	ロタウイルス 感 染 症	五 種 混 合
接 種 者 数	8,951 人	48,986 人	777 人	6,548 人	5,325 人	6,005 人
予防接種名	新型コロナウイルス 感 染 症					
接 種 者 数	18,009 人					

4. 精神保健

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神疾患の早期治療の促進活動だけではなく、社会復帰や社会活動への参加促進並びに、広く市民の心の健康保持増進を図り、関係機関等との緊密な連携を図りながら精神疾患や依存症に関する相談対応及び正しい知識の普及・啓発に努めている。

また、大津市自殺対策計画に基づき自殺対策に取り組んでいる。

（1）精神保健福祉相談件数

精神保健に課題を抱える方に対して、不安の解消と QOL の向上を目的として、相談に応じる。
また、専門医による相談日も設けている。

（令和6年度）

	来所相談	訪問相談	電話相談	精神科医による相談(再掲)
一 般	708 件	518 件	5,350 件	17 件
思春期	59 件	24 件	181 件	16 件
合 計	767 件	542 件	5,531 件	33 件

(2) 自殺対策強化事業実績

自殺予防を目的に、相談機関ネットワーク構築、普及啓発、人材育成、自殺未遂者支援に取り組んでいる。

(令和6年度)

相談機関ネットワーク構築	大津市自殺対策連絡協議会の設置 大津市自殺対策庁内連絡会の設置
普及啓発	自殺予防週間(9月10日～16日)及び自殺対策強化月間(3月)の啓発 おおつ健康フェスティバルでの啓発
人材育成	大津市自殺対策研修会の実施
自殺未遂者支援	大津市「いのちをつなぐ相談員」派遣事業 支援件数 3,691 件

(3) 依存症に関する相談・啓発

(令和6年度)

アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	合計
222件	49件	14件	2件	287件

(令和6年度)

普及啓発	市民に向けたアルコール講座「上手なお酒との付き合い方」の実施
------	--------------------------------

5. 被爆者援護

広島・長崎で被爆した者に対し、健康診断や医療の給付、各種手当の給付等の援護を県が行っている。その際の申請受付や県への経由業務等を行っている。

(令和6年度)

被爆者健康手帳交付者数	80 件
各種手当受給者数	医療特別手当 4 件、特別手当 4 件、健康管理手当 48 件、保健手当 7 件
被爆者健康診断実施状況	定期健康診断年3回(6月、9月、2月)、がん検診年1回(10～11月)、二世健康診断年1回(1～3月)

6. 難病対策

難病のうち、国の指定した疾患について、平成 27 年 1 月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき県が特定医療費（指定難病）支給認定事業を実施し、医療費の一部を公費で助成しており、その際の申請受付や県への経由事務を行っている。（令和 4 年度より、更新申請受付事務は滋賀県が担っている。）

また、国の定める「難病特別対策推進事業実施要綱」に基づき、難病患者に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、県内難病拠点・協力病院及び関係機関と連携し、在宅療養支援計画策定・評価事業、訪問相談事業、医療相談事業、訪問指導（診療）事業等を実施している。

(1) 特定医療費（指定難病）支給認定事業

（令和 6 年度）

医療受給者数	新規申請者数
3,416 件	594 件

(2) 難病患者訪問相談事業及び訪問指導（診療）事業

（令和 6 年度）

申請時面接相談	訪問指導	面接相談
延べ 2 件	延べ 51 件	延べ 7 件

(3) 在宅療養支援計画策定・評価事業

（令和 6 年度）

ケース検討会議	年 11 回実施
ケアマネジメントアドバイザー事業	年 1 回実施
難病対策地域協議会	本会 1 回、災害支援部会 1 回実施。 災害支援部会では避難行動要支援者の状況、保健予防課における災害時支援対策について、意見交換を行った。また、個別避難計画作成のながれについても確認した。 本会では指定難病の申請状況、難病患者の相談状況、難病対策地域協議会災害支援部会の報告を行い、難病支援に対する意見をまとめた。

(4) 医療相談事業及び難病対策研修事業

（令和 6 年度）

パーキンソン病医療講演会	年 1 回実施
医療講演会	年 1 回実施
難病在宅支援従事者研修会	年 1 回実施
難病患者災害対策従事者研修会	年 1 回実施

7. その他の保健事業等

(1) すこやか相談所

地域に密着した保健・福祉サービスを提供するために、保健師を配置したすこやか相談所を設置し、乳幼児健診、妊産婦、育児等の子育てや寝たきり、認知症の予防に関する相談、疾病予防の見地からの健康教育、地域の保健福祉の窓口として活動している。

【名称及び位置】

- ・和邇すこやか相談所 和邇高城 12（和邇文化センター内）
- ・堅田すこやか相談所 本堅田三丁目 17 番 14 号（堅田市民センター向かい）
- ・比叡すこやか相談所 坂本七丁目 24 番 1 号（平和堂坂本店 3 階）
- ・中すこやか相談所 浜大津四丁目 1 番 1 号（明日都浜大津 5 階）
- ・膳所すこやか相談所 膳所二丁目 5 番 5 号（さがみ川老人憩の家内）
- ・南すこやか相談所 南郷一丁目 14 番 30 号（南はぴすこ（南老人福祉センター）内）
- ・瀬田すこやか相談所 大江三丁目 2 番 1 号（瀬田市民センター内）

(2) おおつ健康フェスティバル

高齢社会を迎えた今日、健康で生きがいをもって、人生を豊かに自分らしく、明るく暮らすことができる地域社会を実現するため、市民一人ひとりが健康を振り返り、あるいは体験を通して健康づくりを見直すきっかけとなることを目的として、平成 3 年から実施している。

8. 医務・薬務

医療従事者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）の免許の交付申請に係る事務及び病院、診療所、助産所、施術所等の開設許可や届出事務を行うとともに、これら施設の指導監視を行っている。

また、薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業及び毒物劇物販売業に係る許可申請、登録申請、変更届等の審査事務を行うとともに、これら施設の監視指導を行っている。

(1) 医療等施設数

（令和 7 年 3 月末現在）

	総数	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
施設数	875	15	311	141	32	309	63	4

(2) 開設者別病院及び許可病床数

（令和 7 年 3 月末現在）

病院数	許 可 病 床 数					
		精神病床	感染症病床	結核病床	一般病床	療養病床
15	3,802	788	8	37	2,273	696

(3) 診療所施設数及び許可病床数

(令和7年3月末現在)

区 分	施設数	病 床 数		
総 数	452		一般病床	療養病床
一般診療所	311	106	106	0
	有床診療所	9	106	0
	無床診療所	302	0	0
歯科診療所	141	0	0	0

(4) 薬局・医薬品販売等施設数

(令和7年3月末現在)

	薬 局	薬局製造販売 医 薬 品 製 造 販 売 業	薬局製造販売 医 薬 品 製 造 業	店舗販売業	卸売販売業	薬 種 商 販 売 業
施設数	160	8	8	76	16	1
	高度管理 医療機器 等販売業 ・貸与業	高度管理 医療機器 等販売業	高度管理 医療機器 等貸与業	管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業	管 理 医 療 機 器 販 売 業	管 理 医 療 機 器 貸 与 業
施設数	121	55	1	184	819	6
	毒物劇物 販売業 (一般)	毒物劇物 販売業 (農業用品目)	毒物劇物 販売業 (特定品目)	毒物劇物 業務上 取扱者	特定毒物 研究者	特定毒物 使用者
施設数	80	8	1	1	12	0

(5) 医療及び薬事監視実施状況

(令和7年3月末現在)

	総数	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
実施数	110 件	15 件	34 件	9 件	1 件	54 件	1 件	0 件

	薬 局	薬局製造販売 医 薬 品 製 造 販 売 業	薬局製造販売 医 薬 品 製 造 業	店舗販売業	卸売販売業	薬 種 商 販 売 業
実施数	47 件	0 件	0 件	25 件	0 件	0 件
	高度管理 医療機器 等販売業 ・貸与業	高度管理 医療機器 等販売業	高度管理 医療機器 等貸与業	管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業	管 理 医 療 機 器 販 売 業	管 理 医 療 機 器 貸 与 業
実施数	15 件	20 件	0 件	18 件	59 件	0 件
	毒物劇物 販売業 (一般)	毒物劇物 販売業 (農業用品目)	毒物劇物 販売業 (特定品目)	毒物劇物 業務上 取扱者	特定毒物 研究者	特定毒物 使用者
実施数	20 件	4 件	1 件	0 件	4 件	0 件

(6) 医師・薬剤師・看護師等免許申請件数

(令和7年3月末現在)

	医師	歯科医師	薬剤師	助産師	保健師	看護師
件数	63 件	8 件	49 件	14 件	40 件	259 件
	診療放射線技師	理学療法士	作業療法士	臨床検査技師	視能訓練士	衛生検査技師
件数	19 件	39 件	17 件	12 件	4 件	0 件

9. 医療体制

(1) 小児救急医療

- ・ 目 的 休日、夜間における初期医療から高度医療を必要とする小児急病患者の受入れを、24 時間体制で対応している。
- ・ 診療体制 大津赤十字病院（共同利用型方式）
- ・ 協力医師 大津赤十字病院、大津市医師会、京都大学医学部附属病院小児科

(受診状況) (令和6年度)

受 診 者 数
7,742 人

(2) 二次救急医療

- ・ 目 的 休日、夜間における専門的な治療を要する救急患者に対応するため、後方医療機関が輪番制により救急医療体制を整備している。
- ・ 診療体制

大津赤十字病院	毎月	金曜日、土曜日、 日曜日（第2・第4・第5）
地域医療機能推進機構滋賀病院	毎月	月曜日（第1・第3）
市立大津市民病院	毎月	月曜日（第2・第4・第5）、火曜日、 水曜日、日曜日（第1・第3）
琵琶湖大橋病院	毎月	月曜日（第1・第3）
滋賀医科大学医学部附属病院	毎月	木曜日

(受診状況) (令和6年度)

	受 診 者 数
大津赤十字病院	8,017 人
地域医療機能推進機構滋賀病院	260 人
市立大津市民病院	5,699 人
琵琶湖大橋病院	192 人
滋賀医科大学医学部附属病院	591 人

(3) 休日救急歯科診療

- ・ 目 的 休日等における歯科の救急診療体制を充実するため、歯科診療所の当番制により休日歯科診療を実施している。
- ・ 診療体制 大津市歯科医師会会員の歯科診療所の当番制

(受診状況)

(令和 6 年度)

受 診 者 数
208 人(うち大津市民 176 人)

(4) 地域リハビリテーション支援

在宅療養中の脳卒中維持期の患者、難病患者、障害者等が、地域で安心して生活できるよう、在宅医療・介護の現場でリハビリテーションに携わる専門職や関係機関・団体の支援と連携のシステムを整備することを目的として実施している。

ア リハビリテーション従事者研修会

(令和 6 年度)

実 施 回 数	4 回
参 加 人 数	91 名

イ 在宅療養者相談指導

(令和 6 年度)

相談指導件数
11 件

ウ 地域リハビリ講師派遣事業

(令和 6 年度)

講 演 回 数	43 回
---------	------

(5) 在宅医療の推進

今後の更なる在宅医療ニーズの高まりに対応をしていくため、医療介護関係者の連携を推進していく必要がある。このため、関係機関、地域、行政等が課題や目標を共有し、多職種協働により取組を進めている。

ア 研修会及び市民啓発

① 研修会

(令和 6 年度)

実施回数	参加人数
17 回	886 人

② 在宅療養・看取りについての市民啓発（在宅療養応援講座）

(令和 6 年度)

実施回数	参加人数
8 回	672 人

イ 拠点訪問看護ステーション

在宅療養における医療ニーズへの対応力の向上を目的に3か所の訪問看護ステーションに委託。

主な機能と活動実績

① 主に専門職、関係機関からの相談対応（電話・来所・訪問）（令和6年度）

相談件数	主な相談者
203 件	介護支援専門員・病院関係者・診療所医師・訪問看護師等

② 担当エリアの連携推進

在宅医療・介護連携推進のための会議等への参加 参加回数 92 回
診療所看護師への連携に関するアンケート調査

③ 訪問看護ステーション間の連携体制強化

小規模訪問看護ステーションとの情報交換会の開催

10. こども発達相談センター

(1) 目的

発達障害者支援法に基づき、発達障害への早期対応を目的とし、専門的な相談と支援を行う。具体的には、発達障害（発達障害の定義は発達障害者支援法に基づく）及びその可能性のある子どもへの相談を実施することで、二次障害を予防し、子どもへの適切な支援がなされるように、専門職種による相談と診断、保護者支援、関係機関との連携、研修会などにより、子どもと保護者への支援を行うことで福祉の増進を図るものである。

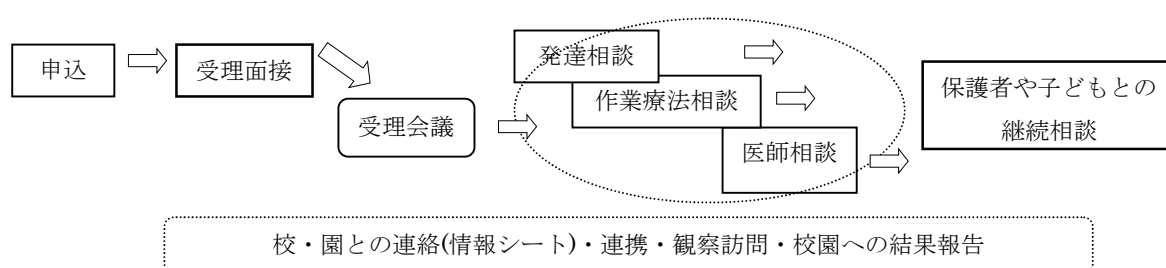
このセンターは、大津市の福祉・保健・教育の三部局が連携し、子どもの発達に関する相談窓口の必要性を協議して開設に至った。その経過を踏まえ、乳幼児から学齢期まで途切れることのない支援体制を整えるために、関係各機関と連携しながら施策提案をすすめる役割も担っている。

(2) 対象

大津市に在住する3歳6か月児健診終了後の幼児から中学生までの子どもとその保護者を対象とする。主に発達障害及びその可能性のある発達支援を要する子どもを対象とする。

(3) 相談内容

子どもの発達に関する保護者からの相談に対して、発達、心理、環境要因を踏まえて総合的に評価を行い、保護者の子どもに対する理解を促し、対応や支援の方向性を校園等とも共有することで、保護者の子育てと、子どもの育ちをサポートする。相談業務の流れは以下のとおりである。（図参照）



※必要に応じて検査の内容や専門職種の相談、観察等のプランを立てながら実施、継続児は主訴に応じて対応

(4) 実績

令和 6 年度の相談・連携延べ件数

(単位:件)

相談支援内容	2～5 歳児	小学生	中学生	中卒後	計
受理面接	218	298	44	0	560
発達相談	817	1, 183	231	4	2, 235
医療相談	17	188	121	46	372
保護者学習会	40	111	27	0	178
保護者相談	202	511	126	1	840
作業療法相談	0	0	0	0	0
相談同席	40	99	19	0	158
観察訪問	302	56	0	0	358
関係機関連携	864	1, 119	260	1	2, 244
合 計	2, 500	3, 565	828	52	6, 945

※報告書作成件数（保護者用報告書、紹介状、紹介状返答、申し送りなどの文書） 775 件

① 利用児の状況

相談実人数 1, 165 人（新規 563 人 継続 602 人） 相談支援延べ件数 7, 720 件

1 人あたり約 7 回の支援 月平均 47 件の新規申込

「相談実人数」は、センター開設以来最多であった。学年別にみると、5 歳児が最多で、次いで小 2、小 1 であった。

② 相談の主訴（重複）

「対人関係」の主訴が最も多く、続いて「情緒面」「学習面」「不注意」などがある。

③ 連携校数

① 公立小・附属小・公立中・特別支援学校・私立中・（市外の私立校も含む）－ 59 校

② 公私幼稚園・公民保育園・こども園（市外園も含む）－ 123 園

④ 研修会

関係者向け研修会 2 回（外部講師 2 回）、保護者および関係者向け研修会 2 回（内部講師 2 回）、市民公開講座 1 回（外部講師 1 回）、年間計 5 回の研修会を実施した。（合計 457 人の参加）

※うち 2 回は後日録画配信をした。

⑤ 保護者学習会

「保護者学習会（連続講座）」 30 回（1 クール 5 回×6 グループ）

利用実人数 29 人（延べ数 117 人）

「保護者学習会（テーマ別）」 3 回 利用実人数 20 人（延べ数 20 人）

「全体交流会」 6 回 利用実人数 20 人（延べ数 37 人）

年間合計 39 回

国保・後期高齢・医療助成・年金

1. 国民健康保険事業
2. 後期高齢者医療制度
3. 福祉医療費助成事業
4. 国民年金事業
5. 大津市在日外国人高齢・障害福祉金支給事業

国保・後期高齢・医療助成・年金

1. 国民健康保険事業

国民健康保険(国保)は、社会保障制度の中の一つとして位置づけられており、病気・ケガ・出産・死亡などに対して、加入者がそれぞれの収入に応じて、日ごろからお金を出し合い、必要な費用に充てようという、助け合いを基本とした地域医療保険制度である。

国保は、職域の健康保険(健康保険組合や共済組合など)や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、その市町に住んでいる人は、みんな国保に加入することが義務づけられている。

平成30年度からは滋賀県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な運営に向けての中心的役割を担うことになり、一方、大津市は保険料賦課・徴収・保険給付・保健事業等、住民に対するきめ細かい事業に取り組むこととなった。このような中で、健診の助成等により、被保険者の健康増進事業に積極的に取り組むとともに、レセプト点検事務等による医療費適正化や保険料収納率向上対策事業に取り組み、国保事業の健全運営に努めている。

(1) 加入状況 (令和7年3月末現在)

年度	全 市 (人)		国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 (人)				加入率(%)	
	世帯数 ①	人口 ②	世帯数 ③	一般	退職	計 ④	世帯 ③/①	計 ④/②
R2	152,682	343,835	43,329	66,998	0	66,998	28.38	19.49
R3	154,306	343,817	43,149	65,712	0	65,712	27.96	19.11
R4	156,166	343,839	41,657	62,925	0	62,925	26.67	18.30
R5	157,531	343,371	40,702	60,295	0	60,295	25.84	17.56
R6	158,955	342,941	39,455	57,778	0	57,778	24.82	16.85

(2) 国民健康保険料

(ア) 賦課期日 4月1日

(イ) 本算定 6月2日

(ウ) 計算方法 前年中(令和6年1月～令和6年12月)所得と国保加入者数等を基礎として年間の保険料を下記のように計算する。

区 分			令和7年度の保険料率	前年度
医 療 分	①	所得割	(前年中の所得－基礎控除) 賦課基準額×7.1/100	7.1/100
	②	均等割	被保険者1人につき 30,300円	28,500円
	③	平等割	1世帯につき 19,800円	19,200円
	A	年間保険料 ①+②+③	最高限度額 66万円 年度途中加入→年額×加入月数 /月	65万円
支 援 金 分	①	所得割	(前年度中の所得－基礎控除) 賦課基準額×2.6/100	2.7/100
	②	均等割	被保険者1人につき 11,100円	11,100円
	③	平等割	1世帯につき 7,500円	7,500円
	B	年間保険料 ①+②+③	最高限度額 26万円 年度途中加入→年額×加入月数 /月	24万円

区 分			令和7年度の保険料率	前年度
介護分	①	所得割	(前年中の所得－基礎控除) 賦課基準額×2.5/100	2.6/100
	②	均等割	被保険者1人につき 10,800 円	11,100 円
	③	平等割	1世帯につき 5,400 円	5,400 円
	C	年間保険料 ①+②+③	最高限度額 17 万円 年度途中加入→年額×加入月数 /月	17 万円

注) 40～64 歳の被保険者が加入されている世帯については、A と B と C の合計額になる。

なお年度途中で 65 歳に到達する被保険者の介護納付金賦課分については、到達前月までの保険料を計算して年間保険料とする。

※年度途中で 40 歳に到達する被保険者が加入されている世帯については、到達後その者の介護納付金賦課分を計算して保険料を変更する。

(エ) 保険料の状況

年 度		保 険 料 率			一人当り	一世帯当り	収 納 率	
		所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	調 定 額 (円)	調 定 額 (円)	現 年	滞 納
R2	医 療	7.3%	28,200	19,800	68,260	105,548	95.73%	24.47%
	支 援	2.6%	9,600	6,900	23,609	36,506	95.70%	24.56%
	介 護	2.2%	10,200	5,100	24,102	28,018	93.46%	22.56%
R3	医 療	7.2%	25,500	17,700	65,957	100,446	95.95%	21.84%
	支 援	2.8%	9,900	6,900	25,034	38,124	95.90%	21.80%
	介 護	2.6%	11,100	5,400	27,023	31,330	93.72%	20.55%
R4	医 療	6.8%	26,100	17,400	64,973	98,145	95.84%	21.01%
	支 援	2.7%	10,200	6,600	24,975	37,727	95.79%	21.19%
	介 護	2.7%	11,100	5,400	27,545	31,692	93.62%	20.89%
R5	医 療	6.8%	26,100	17,400	65,360	96,822	95.84%	18.97%
	支 援	2.7%	10,200	6,600	25,351	37,555	95.81%	19.10%
	介 護	2.7%	11,100	5,400	27,396	31,575	93.71%	18.55%
R6	医 療	7.1%	28,500	19,200	71,262	104,357	95.59%	19.49%
	支 援	2.7%	11,100	7,500	27,303	39,982	95.57%	19.68%
	介 護	2.6%	11,100	5,400	9,051	13,254	93.20%	18.27%

(3) 保険給付

☆ 保険給付割合

0 歳 ～ 義務教育就学前 2 割

小学生 ～ 70 歳未満 3 割

70 歳以上 75 歳未満 2 割～3 割

その他 出産育児一時金 500,000 円 (産科医療補償制度対象の出産の場合)

488,000 円 (上記以外の出産の場合)

葬祭費 50,000 円

医療費の状況

(ア) 医療費（医療諸費）の総額

年度	一 般			退 職		
	件 数	費用額 (千円)	前年比 (%)	件 数	費用額 (千円)	前 年 比 (%)
R2	1,087,745	25,795,558	96.24	18	332	1.24
R3	1,138,831	26,733,761	103.64	0	-118	-35.54
R4	1,139,202	26,258,585	98.22	0	0	0
R5	1,117,091	26,137,008	99.54	0	0	0
R6	1,083,470	25,834,980	98.84	0	0	0

(イ) 1人当り 医療費（医療諸費）

年度	一般		退職		合計	
	(円)	前年比(%)	(円)	前年比(%)	(円)	前年比(%)
R2	380,426	97.29	332,019	66.89	380,425	97.27
R3	398,922	104.86	0	0	398,922	104.86
R4	402,894	101.00	0	0	402,894	101.00
R5	418,667	103.91	0	0	418,667	103.91
R6	433,924	103.64	0	0	433,924	103.64

2. 後期高齢者医療制度

滋賀県の後期高齢者医療制度の運営は、県内 19 の市町で構成する「滋賀県後期高齢者医療広域連合」が担っている。広域連合では、資格管理や保険料率算定、保険料額決定、医療給付、保健事業などの事務を行い、各市町では、資格確認書等の引渡し、保険料徴収方法決定、保険料収納、申請受付、窓口対応などの事務を行っている。本市においても被保険者が安心して医療にかかれるよう、滋賀県後期高齢者医療広域連合と連絡を密にし、制度の適正な運用に努めている。

(1) 被保険者数等 (令和 7 年 3 月末現在) (単位：人)

年度	被保険者	内障害 認定	負担割合			限度額認定			特 定 疾 病
			3 割	2 割	1 割	区分Ⅱ	内長期	区分Ⅰ	
R2	44,952	262	3,196	-	41,756	5,506	253	4,233	513
R3	46,485	249	3,423	-	43,062	5,079	168	3,896	497
R4	49,146	234	3,638	13,354	32,154	6,156	124	4,342	536
R5	51,914	211	3,973	13,805	34,136	6,169	92	4,149	409
R6	54,125	186	4,393	14,588	35,144	6,031	109	3,859	403

※限度額認定は限度額証の発行者数。資格確認書へ限度区分を併記された人数は含んでいない。

(2) 保険料（賦課期日 4 月 1 日）

保険料は毎年 7 月、前年中の所得をもとに計算する。

また、原則年金からの特別徴収（天引き）により徴収される。

$$\boxed{\text{保険料(年額)}} = \boxed{\text{所 得 割}} + \boxed{\text{均 等 割}} \quad (\text{賦課限度額 80 万円})$$

$$\boxed{\text{所 得 割}} = (\text{総所得金額等} - 43 \text{ 万円}) \times \text{保険料率 (令和 6・7 年度は 9.56\%)}$$

$$\boxed{\text{均 等 割}} = \text{一定金額 (令和 6・7 年度は 48,604 円)}$$

※保険料率と均等割額は滋賀県後期高齢者医療広域連合で決定される。

※保険料の均等割に軽減があり、世帯主とその世帯の全被保険者の所得により判定する。

※令和6年度のみ激変緩和措置あり（新規加入者以外は賦課限度額 73 万円、一定の所得に満たない方は所得割率 8.84%）

・保険料の状況

年度	保 険 料 率		現年保険料 調定額(千円)	賦課人数 (人)	一人当り 調定額(円)	収 納 率	
	所得割	均等割(円)				現 年	滞 納
R2	8.70%	45,512	3,653,022	45,320	80,605	99.63%	44.93%
R3			3,731,523	49,161	75,904	99.62%	39.47%
R4	8.70%	46,160	3,946,083	52,105	75,733	99.57%	38.81%
R5			4,180,424	54,799	76,287	99.55%	35.46%
R6	9.56%	48,604	4,818,649	57,294	84,104	99.43%	30.84%

※一人当り調定額算定で使用する被保険者数は年度内の賦課人数であるため、4/1 時点の被保険者数とは異なる。

・保険料軽減等の状況

年度	賦課限度超過 対象者数(人)	均等割軽減人数(人)				
		H30:9割 R1:8割 R2-R6: 7割	H29-R1: 8.5割 R2: 7.75割	5割	2割	被扶養者
R2	458	7,367	7,731	3,907	5,590	1,850
R3	519	16,398	—	4,451	6,145	1,884
R4	549	17,415	—	4,987	6,675	1,926
R5	643	18,162	—	5,797	7,685	2,004
R6	706	18,779	—	6,373	8,222	2,050

(3) 医療費の状況

年 度	平均被保険 者数(人)	医療費（千円）					一人当り 年間医療 費(円)
		診療費	食事・生活 療養費	訪問看護 療養費	療養費 の支給	計	
R2	44,699	40,440,663	1,061,218	330,537	394,169	42,226,587	944,688
R3	45,532	41,795,506	1,022,732	391,467	389,218	43,598,923	957,545
R4	47,905	45,199,331	1,055,539	424,919	396,913	47,076,702	982,710
R5	50,623	47,561,251	1,100,367	547,905	356,037	49,565,560	979,111
R6	53,187	50,500,406	1,178,356	743,391	362,313	52,784,466	992,432

※一人当り医療費算定で使用する被保険者数は年度内の各月被保険者の平均数である。

3. 福祉医療費助成事業

老人・障害者等に対する医療費の自己負担金分の助成に係る事業を行っている。

(1) 老人福祉医療費助成事業

65歳～74歳の低所得世帯（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金相当額を負担（1割もしくは2割負担））

(2) 福祉医療費助成事業

障害者（児）、母子・父子家庭、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦

乳幼児（自己負担なし）、子ども（小学1年生から中学3年生）、高校生世代の生徒等

(3) 重度障害老人等福祉助成費支給事業

重度障害老人、母子家庭老人、父子家庭老人、（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金の助成）

年度			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			件数 (件)	助成額 (円)	件数 (件)	助成額 (円)	件数 (件)	助成額 (円)
老人	65歳～74歳 低所得	県制度	35,456	42,862,785	32,070	38,908,973	27,980	32,655,718
障 害 者	身体障害者	県制度	60,842	415,347,040	61,903	427,778,683	63,255	445,245,030
		市制度						
	知的障害者	県制度						
		市制度						
	精神障害者	県制度	13,964	62,848,030	14,735	70,234,014	14,780	64,958,329
		市制度						
	心身障害者	県制度						
		市制度						
	精神障害者 【精神科通院医療費】	県制度	25,815	35,407,577	27,003	36,339,961	28,152	37,606,445
		市制度	548	909,824	609	987,943	483	726,602
	重度障害老人等	県制度	57,685	198,598,724	60,779	221,070,572	61,261	223,893,266
		市制度	2,459	15,566,560	2,464	16,043,380	2,539	14,673,901
	重度精神障害老人 【精神科通院医療費】	県制度	1,704	2,480,850	1,907	2,697,178	2,165	2,978,369
		市制度	0	0	29	75,667	19	52,115
母子	母子家庭	県制度	70,549	191,087,165	78,721	212,864,978	82,232	226,284,768
		市制度	348	2,888,228	391	1,102,654	434	1,710,456
	母子家庭老人	県制度	21	49,120	26	57,173	35	48,888
父子	父子家庭	県制度	2,294	7,402,762	2,362	8,260,595	2,611	8,458,760
		県制度	31	69,419	4	4,109	0	0
寡婦	ひとり暮らし寡婦	県制度	3,035	12,054,494	3,573	12,960,031	3,517	14,234,906
	ひとり暮らし高齢寡婦	県制度	2,633	3,467,493	2,717	3,440,632	2,677	3,163,817
乳幼児	乳幼児医療	県制度	297,857	561,698,220	341,010	661,295,299	332,920	628,785,296
子ども	子ども医療	市制度	197,475	390,639,398	270,450	540,938,500	344,497	699,823,100
高校生世代	高校生世代医療	県制度					69,289	155,994,886

※令和6年4月診療分から精神科通院のみを助成対象としていた精神障害者保健福祉手帳1級等の方について全診療科を助成対象とした。

※子ども医療費助成事業は従来までは小学1年生から小学6年生までを助成対象としていたが、令和5年10月診療分から中学3年生までに制度を拡充した。

※高校生世代医療費助成事業は令和6年4月診療分から助成開始した。

大 津 市 医 療 助

区分 対象別			記 号	補助 区分	対 象 要 件	対象 人数
老人	65歳～69歳	低 所 得	42	県	市県民税非課税世帯の老人 / 平成26年8月2日以降で65歳以上70歳未満の者	484
	70歳～74歳			県	市県民税非課税世帯の老人	726
障害者	身 体 障 害 者		41	県	身障1、2級の者	1,604
			47	市	身障3級で20歳未満の者、県の所得制限にかかった者	185
	知 的 障 害 者		41	県	知的障害重度の者	535
			47	市	知的障害中度の者、県の所得制限にかかった者	448
	心 身 障 害 者		41	県	身障3級で知的障害中度の者	11
			47	市	身障4級で知的障害軽度の6歳に達した日以後最初の3月31日を経過し20歳に達する日の属する月の末日を経過していない者、県の所得制限にかかった者	1
	特別児童扶養手当1級 支給児 童		41	県	特別児童扶養手当1級支給対象児童	0
			47	市	県の所得制限にかかった者	0
	精 神 障 害 者		41	県	精神1級の者、精神2級で身障3級の者、精神2級で知的障害中度の者	177
			47	市	県の所得制限にかかった者	2
	精 神 障 害 者 通院医療費助成		70	県	精神1級又は2級で通院医療費公費負担適用を受けている者	1,505
			71	市	県の所得制限にかかった者	26
	重 度 身 体 障 害 老人		82	県	身障1、2級の者	2,017
			85	市	県の所得制限にかかった者	66
	重 度 知 的 障 害 老人		82	県	知的障害重度の者	24
			85	市	知的障害中度の者、県の所得制限にかかった者	19
	重 度 心 身 障 害 老人		82	県	身障3級で知的障害中度の者	0
			85	市	県の所得制限にかかった者	0
	重 度 精 神 障 害 老人		82	県	精神1級の者、精神2級で身障3級の者、精神2級で知的障害中度の者	64
			85	市	県の所得制限にかかった者	2
	重 度 精 神 障 害 老人 通院医療費助成		75	県	精神1級または2級で通院医療費公費負担適用を受けている者	129
			76	市	県の所得制限にかかった者	1
ひとり親家庭	母 子 家 庭		43	県	18歳に達する日の属する年度の末日を経過するまでの者を扶養する母と該当者	5,377
			49	市	18歳に達する日の属する年度の末日を経過した者で20歳未満の高等学校在学中の者を扶養する母と該当者、身障1～3級又は知的障害重度～軽度で18歳以上65歳未満の者の介護のため就労できない母子家庭の母と該当者	2
	父 子 家 庭		44	県	18歳に達する日の属する年度の末日を経過するまでの者を扶養する父と該当者	265
			49	市	18歳に達する日の属する年度の末日を経過した者で20歳未満の高等学校在学中の者を扶養する父と該当者	0
	母 子 家 庭 老 人		83	県	18歳に達する日の属する年度の末日を経過するまでの者を扶養する後期高齢者医療受給中の母	0
			86	市	身障1～3級又は知的障害重度～軽度で18歳以上65歳未満の者介護のため就労できない母子家庭で後期高齢者医療受給中の母	0
	父 子 家 庭 老 人		84	県	18歳に達する日の属する年度の末日を経過するまでの者を扶養する後期高齢者医療受給中の父	0
	ひ と り 暮 ら し 寡 婦		45	県	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦（以前母子家庭として認定されていた者）であり、おおむね1年以上ひとり暮らしが続き、今後もその状態が続くとみとめられる者で、65歳未満の者	101
	65歳～69歳 ひとり暮らし 高 齢 寡 婦		46	県	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦（以前母子家庭として認定されていた者）であり、おおむね1年以上ひとり暮らしが続き、今後もその状態が続くとみとめられる者/平成26年8月1日以前で65歳以上70歳未満の者	0
					母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦（以前母子家庭として認定されていた者）であり、おおむね1年以上ひとり暮らしが続き、今後もその状態が続くとみとめられる者/平成26年8月2日以降で65歳以上70歳未満の者	52
					母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦（以前母子家庭として認定されていた者）であり、おおむね1年以上ひとり暮らしが続き、今後もその状態が続くとみとめられる者/平成26年8月1日以降で70歳以上75歳未満の者	46
乳幼児	乳 幼 児 医 療		40	県	0歳～就学前	14,873
子ども	子 ど も 医 療		40	市	小学校1年生から中学校3年生	25,830
	高 校 生 世 代		40	県	15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日を経過していない者	8,610

(注)・県の所得制限は、国民年金法施行令に準ずる。

・母子は、児童扶養手当施行令の所得制限に準ずる。

成 制 度 一 覧 表

R7.4.1現在

所得 制限	根 拠 法 令 等	実 施 年月日	R7年度 扶助費 予算額 (千円)	備 考	
有	大津市老人福祉医療費助成条例	H26.8.1	27,865	・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担 (2割負担) ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担 (1割負担)	
有	大津市医療費助成条例	S48.10.1	817,835	(※1) ・本人、配偶者、扶養義務者、直系親族及び兄弟姉妹いずれもが、市町村民税非課税の場合は一部負担金を助成。 ・課税の場合は自己負担が必要。 〈自己負担額〉 入院:1日/1,000円、月限度額14,000円。 入院:(保険医療機関等ごとの医科、歯科ごと) 通院:保険医療機関等ごとの医科、歯科ごとに月500円。 通院:院外薬局自己負担無。	
		S48.4.1			
		S48.10.1			
		S48.4.1			
		S48.10.1			
		S48.4.1			
		R6.4.1		・通院公費負担適用の自己負担10%分を助成。	
		R6.4.1		・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を助成。	
		R6.4.1		(※1)と同様	
		R6.4.1		・通院公費負担適用の自己負担10%分を助成。	
有	大津市重度障害老人等福祉助成費支給要綱	H14.8.1	・通院公費負担適用の自己負担10%分を助成。		
		S58.2.1	・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を助成。 (※1)と同様		
		S58.2.1			
		S58.2.1			
		R6.4.1			
		R6.4.1			
H14.8.1	・通院公費負担適用の自己負担10%分を助成。				
有	大津市医療費助成条例	S48.4.1 S51.10.1	257,877	(※1)と同様	
		S49.4.1 S54.7.1			
有	大津市医療費助成条例	H8.10.1		・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を助成。 (※1)と同様	
		H27.4.1			
有	大津市重度障害老人等福祉助成費支給要綱	S58.2.1	・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を助成。 (※1)と同様		
有		H8.10.1			
有	大津市医療費助成条例	H8.10.1	(※1)と同様		
		H15.8.1	・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担 (1割負担)		
		H26.8.1	・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担 (2割負担)		
			・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担 (1割負担)		
無	大津市医療費助成条例	S48.4.1 H8.8.1 H12.8.1 H15.8.1 H16.8.1 H17.8.1 H18.10.1 H21.10.1 H28.4.1	569,463	・有効期限は0歳から就学前まで (4月1日生まれは6歳の誕生日の前日3月31日まで) 〈自己負担額〉 平成21年10月1日より自己負担無し 医療保険各法による自己負担額2割分を助成 ↓ 平成28年4月1日より医療保険各法による自己負担額2割分を県費補助で助成 同時に県費補助対象所得制限撤廃	
		H23.1.1 H27.1.1 H29.1.1 R5.10.1		〈自己負担額〉 入院:1日/1,000円、月限度額14,000円(保険医療機関等ごとの医科、歯科ごと) 通院:保険医療機関等ごとの医科、歯科ごとに月500円。院外薬局自己負担無。	
		R6.4.1		172,957	

福祉医療費助成対象者数 63,182人
県 36,600人
市 26,582人

4. 国民年金事業

国民年金事業の沿革

昭和 34 年	4 月	国民年金法成立
	8 月	民生課に国民年金係設置
	11 月	国民年金法施行。福祉年金の支給開始
35 年	10 月	拠出制国民年金適用受付事務開始
36 年	4 月	保険料の徴収事務開始
	11 月	通算年金通則法制定
40 年	4 月	機構改革により保険年金課に移る
42 年	4 月	瀬田町、堅田町合併により台帳を引継ぐ
43 年	4 月	大津市国民年金協会設立
45 年	5 月	農業者年金基金法制定
	7 月	特例納付制度(付則 13 条)実施
	10 月	付加保険料(月 400 円)受付開始
	10 月	拠出年金事務について電算処理開始
49 年	1 月	特例納付制度(付則 18 条)実施
51 年	3 月	口座振替による収納開始
53 年	7 月	特例納付制度(付則 4 条)実施
55 年	4 月	住民情報システム等他部署システムの連携開始
	9 月	一部金融機関との間で口座振替のテープ交換開始
57 年	1 月	法改正による外国人適用開始
60 年	6 月	オンラインシステムによる年金事務開始
61 年	4 月	年金法改正による基礎年金の導入
平成 3 年	4 月	機構改革により保険年金課から年金課に独立。年金法改正による学生の適用開始
	5 月	地域型国民年金基金設立
	5 年	4 月 在日外国人老齢福祉金・障害福祉金支給事業開始
	7 月	従来からの 3 月毎に一回の納入通知書の送付を毎月送付に変更
	7 年	4 月 郵便局の自動払込による収納開始
	8 年	5 月 京都電子計算(Kip)の委託方式から自庁導入による年金オンラインシステム開始
	9 年	1 月 基礎年金番号制導入
	12 年	4 月 地方分権一括法の施行に伴う機関委任事務廃止による法定受託事務化 年金法改正による学生納付特例制度開始
	14 年	4 月 機構改革により年金課から保険年金課に統合 地方分権一括法の施行に伴う年金法の改正による国民年金保険料印紙検認事務 の廃止 半額免除制度開始、第 3 号被保険者届の事業主経由開始
	17 年	4 月 若年者納付猶予制度開始 特別障害給付金制度開始 7 月 申請全額免除等にかかる継続申請方式の導入
18 年	3 月	志賀町合併により台帳を引き継ぐ
	7 月	多段階免除制度開始
19 年	4 月	受給権者の届出による年金給付の支給停止制度の導入
	7 月	年金時効特例法施行
22 年	1 月	「日本年金機構」設立(社会保険庁廃止) 延滞金軽減法の施行
23 年	4 月	障害年金加算改善法の施行
24 年	10 月	後納制度開始(平成 30 年 9 月 制度廃止)
26 年	4 月	免除・猶予・学生特例申請遡及期間延長
29 年	8 月	年金受給資格期間の短縮
30 年	3 月	マイナンバーによる届出受付開始
31 年	4 月	産前産後免除制度開始

令和 4 年 4 月 年金手帳廃止（「基礎年金番号通知書」の発行へ移行）
 5 月 マイナポータルからの電子申請開始（日本年金機構）
 ※資格取得（種別変更）、保険料免除・猶予、学生納付特例から順次拡大

被保険者数及び加入状況

（単位：人）

年 度	被 保 険 者 数				免 除 被 保 険 者 数					付 加 年 金 加 入 被 保 険 者 数（再 掲）			不 在 被 保 険 者 数
	計	第 1 号	第 3 号	任意	計	法定	申請	納付 猶予	学生	計	強制	任意	
R2	65,234	39,015	25,631	588	18,336	3,168	7,271	1,919	5,978	2,804	2	2,802	212
R3	64,111	38,541	24,912	658	18,013	3,306	7,275	1,850	5,582	2,932	2	2,930	206
R4	62,500	38,086	23,711	703	17,958	3,388	7,243	1,812	5,515	2,963	2	2,961	187
R5	60,998	37,641	22,632	725	17,286	3,534	6,811	1,737	5,204	2,899	3	2,896	176
R6	58,814	36,880	21,237	697	17,149	3,630	6,994	1,738	5,087	2,846	5	2,841	169

老齢福祉年金 （単位：千円）

年 度	件数	金額
R2	0	0
R3	0	0
R4	0	0
R5	0	0
R6	0	0

年金支給状況

（単位：千円）

年 度	総 数		老齢給付		障害給付		遺族給付	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
R2	95,532	65,237,582	89,607	60,220,849	5,312	4,554,049	613	462,684
R3	96,809	66,221,755	90,681	61,043,068	5,525	4,725,702	603	452,985
R4	97,795	66,805,824	91,435	61,460,130	5,724	4,872,316	636	473,378
R5	99,038	69,175,078	92,453	63,528,112	5,967	5,175,271	618	471,695
R6	100,248	72,113,195	93,448	66,130,135	6,166	5,485,171	634	497,889

※ 老齢給付…新法の老齢基礎年金並びに旧法拠出年金の老齢年金及び通算老齢年金の合計

※ 障害給付…新法の障害基礎年金及び旧法の障害年金の合計

※ 遺族給付…新法の遺族基礎年金及び寡婦年金等の合計

5. 大津市在日外国人老齢・障害福祉金支給事業

1982 年の難民条約発効に伴い国民年金の国籍条項が撤廃され、在日外国人も国民年金への加入の道が開かれたが、国民年金制度発足当時、日本人に対して支給された無拠出の老齢福祉年金・障害福祉年金が支給されず、無年金者となっている在日外国人の高齢障害者について国民年金改正等により救済されるまでの間、大津市独自の暫定措置として支給する。

老 齢 福 祉 金	障 害 福 祉 金
対 象 者－1926 年（大正 15 年）4 月 1 日以前に生まれた者。支給は 70 歳から。1982 年（昭和 57 年）1 月 1 日以前から日本に居住し、1996 年（平成 8 年）4 月 1 日に滋賀県内に居住し、現に大津市に外国人住民票のある者。	対 象 者－1962 年（昭和 37 年）1 月 1 日以前に生まれた者で 1982 年（昭和 57 年）1 月 1 日以前に初診日があり、障害の状態が国民年金法に定める 2 級以上に該当する者。 1982 年（昭和 57 年）1 月 1 日以前から日本に居住し、1996 年（平成 8 年）4 月 1 日に滋賀県内に居住し、現に大津市に外国人住民票のある者。
支 給 額－年額 264,000 円	支 給 額－年額 720,000 円
支 給 月－福祉金は年 6 回、偶数月の 20 日に支給（20 日が土日、祝祭日のときは前日）	支 給 月－福祉金は年 6 回、偶数月の 20 日に支給（20 日が土日、祝祭日のときは前日）

※なお、次に該当する者については支給を制限する。

- ☆生活保護を受けている場合
- ☆公的年金を受けている場合
- ☆申請後、大津市以外へ転出した場合
- ☆前年に一定額以上の所得がある場合

その他の社会福祉と国の動向

1. 地域福祉活動推進
2. 生活困窮者自立支援事業
3. 成年後見・権利擁護
4. 災害援護
5. 福祉基金
6. ふれあいセンター
7. 行旅病人・行旅死亡人の取扱い
8. 墓地埋葬法による葬祭の取扱い
9. 指導監査
10. しおり・リーフレット
11. 参考：国における制度改正等に関する最近の動向

その他の社会福祉と国の動向

1. 地域福祉活動推進

地域福祉の推進を図るため、平成 19 年に「大津市地域福祉計画」（第 1 次計画）を策定し、以降基本理念を継承しながら、平成 24 年に第 2 次計画を、平成 29 年に第 3 次計画を策定し、関係団体や NPO、地域住民の方々とともに、地域福祉の取組を推進してきた。令和 3 年度で第 3 次計画が終了し、令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とする第 4 次計画を策定した。

地域福祉計画では、多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、一人ひとりがかけがえのない人間として認め合い、地域の中で誰もが役割をもってつながり、支えあうことができる社会の実現を目指し、国の方針や社会動向の変化を踏まえて、包括的な支援体制の整備に重点を置きながら、市民、地域、社会福祉協議会、行政の協働による地域共生社会の実現を目指している。

なお、大津市社会福祉協議会と連携し、包括的に取り組む必要があることから、第 3 次計画より大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画と一体的な計画として策定し、第 4 次計画においても、同様に一体的な計画策定を行った。

また、計画の進捗管理等については、大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において行っている。

2. 生活困窮者自立支援事業

平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため生活困窮者に対して包括的な支援を行う。

大津市では、必須事業として自立相談支援事業、住居確保給付金支給業務、また任意事業として一時生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習・生活支援事業、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業、生活困窮者支援等のための地域づくり事業を下記のとおり実施している。

実施体制

	事業名	実施	実施方法	実施機関	所管
必須事業	自立相談支援事業	○	直営・委託	市社会福祉協議会 生活福祉課 NPO 法人大津夜まわりの会	福祉政策課 生活福祉課
	住居確保給付金	○	直営	生活福祉課	生活福祉課
任意事業	一時生活支援事業	○	委託	NPO 法人大津夜まわりの会	生活福祉課
	家計改善支援事業	○	委託	NPO 法人ファイナンシャル・プランナーズ協会	福祉政策課
	就労準備支援事業	○	委託	株式会社クローバー	福祉政策課
	子どもの学習・生活支援事業	○	委託	市社会福祉協議会 株式会社トライグループ	福祉政策課 生活福祉課
	アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業	○	委託	市社会福祉協議会	福祉政策課
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	○	委託	市社会福祉協議会	福祉政策課

(令和6年度) 自立相談支援機関	新規相談受付件数 (総数)	プラン作成件数 (総数)	就労支援対象者数	プラン内容								就労者数	増収者数
				法に基づく事業等						その他			
				住居確保給付金	一時生活支援事業	家計改善支援事業	就労準備支援事業	就労訓練事業	自立相談支援事業による 就労支援	生活福祉資金等による貸付	生活保護受給者等 就労自立促進事業		
市社会福祉協議会	633	233	133	14	2	43	5	0	147	9	121	65	18
生活福祉課	223	119	98	119	0	0	0	0	2	0	8	2	18
大津夜まわりの会	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	870	352	231	133	2	43	5	0	149	9	129	67	36

3. 成年後見・権利擁護

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な者を支援し、その権利を擁護する制度である。本市では、平成28年度より大津市権利擁護サポートセンターを設置し、権利擁護・成年後見相談業務や成年後見制度利用申立て支援事業等を行っている。

令和4年度より、当該センターを、地域連携ネットワークをコーディネートする機関（中核機関）とし、行政や社会福祉協議会、あんしん長寿相談所等との連携を進めている。「中核機関」においては、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が「チーム」を構成して取り組めるよう支援を行っている。

また、平成13年度から成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず身寄りがいない等の理由により利用が困難な方に対して市長申立てを行うとともに、平成21年度に低所得の高齢者及び障害者に対して成年後見人等の報酬助成を行う制度を整備した。

権利擁護・成年後見制度利用支援事業委託

(単位：件)

年度	権利擁護・成年後見相談業務	成年後見制度利用申立て支援業務
R2	2,259	1,701
R3	2,917	1,870
R4	2,436	1,880
R5	1,553	1,898
R6	1,440	2,194

市長申立て状況

(単位：件)

年度	補助	保佐	後見	未審判	合計
R2	—	—	16	1	17
R3	—	—	13	—	13
R4	—	—	12	5	17
R5	—	2	7	8	17
R6	—	5	10	7	22

4. 災害援護

本市の区域内において災害救助法の運用を受けるに至らない災害が発生した場合にその災害による被世帯に対し、罹災見舞金又は弔慰金を給付している。

また、この災害には市以外に日本赤十字社からも援護物資が給付されている。

罹災見舞金額

種 類	罹災の程度	大 津 市	日本赤十字社
罹災見舞金	全焼・全壊	100,000 円以内／世帯	援護物資 (毛布、日用品)
	半焼・半壊	50,000 円以内／世帯	
	床上浸水等	20,000 円以内／世帯	
弔 慰 金	死 亡	150,000 円／人	10,000 円／人

罹災発生状況

年度	全焼・全壊	半焼・半壊	床上浸水等	死 亡
R2	3 件	1 件	1 件	1 件
R3	4 件	2 件	6 件	2 件
R4	15 件	2 件	2 件	1 件
R5	10 件	1 件	0 件	0 件
R6	14 件	5 件	1 件	0 件

5. 福祉基金

- ・一般

社会福祉の発展のために役立ててほしいというあたたかい寄附金をもって福祉基金を積立てている。

- ・交通遺児

交通遺児のために役立ててほしいというあたたかい寄附金をもって福祉基金を積み立てている。

- ・地域福祉

平成 3 年度から 3 年間で国からの給付を受け、高齢者の在宅福祉の向上等のため、各種民間団体が行う事業を推進することを目的に福祉基金が積み立てられている。

(単位：円)

	令和 5 年度末 現 在 高	令和 6 年度中の増減			令和 6 年度末 現 在 高
		利息	寄附金	取り崩し額	
一 般	77,440,369	1,557	802,000	3,451,324	74,792,602
交通遺児	2,040,324	41	100,000	522,000	1,618,365
地域福祉	315,670,295	6,297 (一般会計繰入)	0	0	315,670,295
合計	395,150,988	1,598 (一般会計繰入分 除く)	902,000	3,973,324	392,081,262

6. ふれあいセンター

膳所ふれあいセンターでは、市民の福祉の増進及び市民の交流の促進を図るため、貸館事業を行っている。

名 称	所 在 地	電 話
大津市膳所ふれあいセンター	昭和町 15-25	522-8745

7. 行旅病人・行旅死亡人の取扱い

身元不明の死亡人等は「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき、当該市町村が取り扱うことになっており、生活福祉課で所管している。

(単位：人)

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
病 人	1	0	0	0	0
死亡人	0	0	1	2	0
計	1	0	1	2	0

8. 墓地埋葬法による葬祭の取扱い

身寄り等がなく葬祭を行う者がいない死者の葬祭について、墓地埋葬法による葬祭を死亡地である自治体にて執り行うこととし、生活福祉課で所管している。

(単位：件)

年度 区分	R6
件数	12

9. 指導監査

平成 21 年度の中核市移行に伴う滋賀県からの権限移譲により、社会福祉法人及び社会福祉施設の適正かつ健全な運営を図るため、社会福祉法等の関係法令の規定に基づき、運営状況及び経理等について指導監査を実施するとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な事業実施を確保するため、社会福祉法人の設立認可及び定款変更認可等の事務を行っている。

また、平成 24 年度から、地方分権一括法等の施行に伴う滋賀県からの権限移譲により、指定居宅サービス事業者等、指定障害福祉サービス事業者等、有料老人ホームに対するサービスの質の確保及び給付の適正化を図るために指導等を実施している。平成 25 年度から、サービス付き高齢者向け住宅のサービス関係について検査を実施している。さらに、令和元年度からは滋賀県からの権限移譲により、指定障害児通所支援事業者に対する指導等を実施している。

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設

① 指導監査（実地及び書面）実施状況

（単位：件）

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
社 会 福 祉 法 人	9	24	27	27	22
社 会 福 祉 施 設	98	101	102	103	119

② 社会福祉法人の設立等認可状況

（単位：件）

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
設 立 認 可	0	1	0	0	0
定 款 変 更 認 可	8	7	7	11	10

③ 社会福祉法人等審査会の開催状況

（単位：回、件）

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
開 催 回 数	0	1	0	0	0
審 査 件 数	0	1	0	0	0

(2) 介護及び障害福祉サービス事業所等

① 指導監査等実施状況

（単位：件）

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
指定居宅サービス事業者等	116	120	156	164	115
指定障害福祉サービス事業者等	96	120	137	138	147
有 料 老 人 ホ ー ム	2	1	0	6	2
サービス付き高齢者向け住宅	1	0	1	9	3

10. しおり・リーフレット

本市の福祉行政における各種施策や取組などを、わかりやすく示した利用者用のしおり、リーフレットは次のとおりである。

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------------|
| ● 大津市 障害福祉のしおり | 障害福祉課 |
| ● 保育所・認定こども園・地域型保育施設
利用申込の手引き | 保育入所課 |
| ● 子育てハンドブック
大津っ子 2025 年度版 | 子育てひろばゆめっこ |
| ● 放課後児童健全育成事業
大津市立児童クラブ入所案内 | 児童クラブ課 |
| ● ひとり親家庭等のしおり
母子家庭、父子家庭、寡婦のみなさんへ | 子育て支援給付課 |
| ● 養育費と面会交流に関するパンフレット | 子育て支援給付課 |
| ● 児童手当制度のご案内 | 子育て支援給付課 |
| ● おおつ子育てアプリ「とも育」 | こども・若者政策課 |
| ● 赤ちゃんの駅 | こども・若者政策課 |
| ● 大津市ファミリーサポートセンター | 大津市ファミリーサポートセンター
(こども・若者政策課) |
| ● 子ども・若者サポートガイドブック | こども・若者政策課 |
| ● 子育てのことで悩んでいませんか | こども・子育て安心課 |
| ● 生活保護のしおり | 生活福祉課 |
| ● 住居確保給付金のしおり | 生活福祉課 |
| ● よくわかる大津市の介護サービス | 介護保険課・長寿福祉課 |
| ● 大津市認知症ガイドブック（認知症ケアパス） | 介護・福祉施設課 |
| ● 認知症初期集中支援チームを知っていますか？ | 長寿福祉課 認知症施策推進室 |
| ● 健康手帳 | 長寿福祉課 認知症施策推進室 |
| ● おおつ健康・福祉相談ホットライン | 総合保健センター |
| ● 生きづらさを感じている方へ | 福祉政策課 |
| | 生活福祉課 |
| | 保健予防課 |
| | 大津市社会福祉協議会 |

11. 参考：国における制度改革等に関する最近の動向

（重層的支援体制整備事業）

社会福祉法の一部改正（平成 29（2017）年）の附則に規定される公布後 3 年（令和 2（2020）年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による地域共生社会推進検討会において、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することとされており、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」により、包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められている。

社会福祉法の改正により、令和 3（2021）年 4 月に、新たに創設された重層的支援体制整備事業が施行され、市町村は包括的な支援体制の充実を図ることが必要となった。

重層的支援体制整備事業は、市が各分野でこれまで取り組んできた既存のしくみや事業等を活かしつつも、現状の制度、組織、支援のしくみ等を整理・統合することで、まとめられる手続きをまとめて事務手続きが簡素化されたり、市民にとって分かりやすい適切な支援や制度につながったり、これまでできなかった支援ができるようになる等、発展的に展開することが求められる。

【重層的支援体制整備事業の 5 つの事業の内容】

事業名	内 容
包括的相談支援事業	○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ○ 支援機関のネットワークで対応する ○ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
多機関協働事業	○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ○ 支援関係機関の役割分担を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	○ 支援が届いていない人に支援を届ける ○ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
参加支援事業	○ 社会とのつながりを作るための支援を行う ○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業	○ 世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する ○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

（障害福祉）

平成 21 年 12 月に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」（以下「本部」という。）のもとで、半数以上の障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」（以下「推進会議」という。）が平成 22 年 1 月から開催され、平成 22 年 6 月、第一次意見「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」がとりまとめられた。平成 22 年 12 月には、障害者基本法の改正に関する「障害者制度改革の推進のため

の第二次意見」をとりまとめた。ここでは、まず、障害者基本法改正の趣旨・目的として、「個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築」、「障害概念を社会モデルへ変換、基本的人権を確認」、「施策の実施状況を監視する機関の創設」の3点について述べられている。

これを踏まえ、「改正障害者基本法」は平成23年7月に成立し、附帯決議も付され同年8月に施行された。「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」は平成24年6月に成立し、この法律により「障害者自立支援法」に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）（以下「法」という。）が制定され、法に基づく日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念として、平成25年4月より施行された。平成26年4月からは重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施され、平成30年4月からは一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う「自立生活援助」、一般就労に移行した障害者に、就労に伴い生じる課題解決に必要な支援を行う「就労定着支援」が創設されている。令和2年度は障害福祉分野における生産性向上の推進を図るICT導入支援モデル事業や障害児の支援を図るインクルーシブな支援、医療的ケア児への支援の拡充等が実施されるとともに、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本方針（大臣告示）の見直しが行われ、「地域における生活の維持及び継続の推進」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「地域共生社会の実現に向けた取組」、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「発達障害者等支援の一層の充実」、「障害児通所支援等の地域支援体制の整備」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害者の社会参加を支える取組」、「障害福祉サービス等の質の向上」、「障害福祉人材の確保」がその要点となった。

そして、令和3年5月には、「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の提供の義務化」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行され、令和6年4月からは、民間事業者においても義務化されることになった。

令和3年9月には、医療的ケア児またその家族の日常生活・社会生活を社会全体で支援をすること目的とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）が施行された。

令和4年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的とした「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行された。

令和4年12月には、障害者総合支援法の改正案が可決され、障害者の地域生活や就労支援を強化するため、障害者の多様な就労ニーズに応じた支援を行う「就労選択支援」（令和7年10月施行予定）が追加された。

これらのことを踏まえ、障害のある人と障害のない人が、互いに障害の有無にとらわれることなく支え合い、行政、関係機関などと連携・共働することで、多様性が尊重される地域共生社会、ひいては全ての人が安心して暮らせる社会が実現されるよう、障害福祉施策を総合的、計画的に取り組む。

(児童福祉)

1. こども家庭庁の設置及びこども基本法の施行について

子どもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子どもの命や安全を守る施策を強化し、子どもの視点に立って、子どもを巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討が行われた結果、令和 3 年 12 月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定された。

基本指針を踏まえ、これまで内閣府や厚生労働省等に分散していたこども政策の司令塔機能を一本化し、少子化対策を含むこども政策について一元的に企画・立案・総合調整を行うため、令和 5 年 4 月にこども家庭庁が設置された。

また、これまで諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、子どもに関する様々な取り組みを講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、令和 5 年 4 月 1 日にこども基本法が施行された。

同法に基づく「こども大綱」は、これまで別々に作られてきた少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」が束ねられたものであり、地方自治体には、「こども大綱」を勘案して「こども計画」を策定する努力義務が課せられている。

なお、同法では、国や地方自治体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たっては、施策の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが定められている。

2. 待機児童の解消に向けた国の取組について

喫緊の課題である待機児童の解消に向け、国は、平成 25 年 4 月、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体の取り組みを全面的に支援してきたところであり、その結果、待機児童解消に向けた「緊急集中取組期間」である平成 25 年度、平成 26 年度において、約 22 万人分の保育の受け皿が確保された。今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、平成 29 年度までに、潜在的なニーズも含め、さらに約 50 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととされた。

また、平成 29 年 6 月には、25 歳から 44 歳の女性就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申し込み率も伸びることが見込まれることから、平成 30 年度から令和 4 年度末までに女性就業率 80%にも対応できる 32 万人分の保育の受け皿を整備することを目指した「子育て安心プラン」を公表し、その後に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」ではこれを前倒しし、令和 2 年度末までに 32 万人分の保育の受け皿の整備を目指すこととされた。

さらに、令和 2 年 12 月には、女性の就業率の更なる上昇への対応や幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間で約 14 万人分の保育の受け皿を整備する「新子育て安心プラン」を公表し、待機児童の解消のほか、地域の特性に応じた支援、魅力向上を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用を柱として、各種取組を推進することにより、早期の待機児童解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応することとされた。

こうした取組を受けて、全国の待機児童数は、令和 6 年 4 月 1 日時点で、2,567 人まで減少した。そこで、これからの保育政策について、「量の拡大」から「質の向上」へ方向性を転換していくこととし、令和 6 年 12 月には、全国どこでも質も高い保育が受けられ、地域でひとりひとりの子どもの育ちと子育てが応援・

支援されるような社会を実現するための今後の保育政策の在り方について示した「保育政策の新たな方向性」が取りまとめられ、令和 7 年度から令和 10 年度末までの 4 年間で、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」、「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」の 3 つの柱を軸に保育政策を推進することとされた。

なお、待機児童対策としては、全国的な整備目標の設定は行わないものの、引き続き、地域の課題に応じたきめ細やかな対策を進めることとされた。

3. 次元の異なる少子化対策について

国では、これまで少子化対策として、平成 6 年 12 月に策定された「エンゼルプラン」に基づく「緊急保育対策等 5 か年事業」としての保育の量的拡大と多様な保育（低年齢児保育、延長保育等）の充実、平成 15 年の「少子化社会対策基本法」の制定や、翌年の「少子化社会対策大綱」の閣議決定等の法的基盤の整備を進めてきた。さらに、平成 29 年には「新しい経済政策パッケージ」により、「人づくり革命」の一環として追加財源 2 兆円が確保され、こうした安定財源の確保を背景に、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められ、待機児童は平成 29 年の約 2.6 万人から令和 5 年の約 2,700 人まで減少するなど、一定の成果を挙げた。そして、これまで累次にわたり策定されてきた「少子化社会対策大綱」は、令和 5 年 4 月に施行されたこども基本法に基づき、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」に引き継がれることとなった。

こうした少子化対策を踏まえ、令和 5 年 12 月に「こども未来戦略」を閣議決定し、令和 8 年度までを集中取組期間と位置付け、その期間に実施する具体的な政策を、「経済的支援の強化」、「全てのこども・子育て世帯への支援」、「共働き・共育での推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」の 4 つの柱と、それを支える安定的な財源の確保方策から構成される「こども・子育て支援加速化プラン」として示している。

また、柱の 1 つである「全てのこども・子育て世帯への支援」を拡充するため、0 歳 6 か月から満 3 歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象とし、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」が創設された。この制度は「全てのこどもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としており、子どもたちにとって、家庭とは異なる経験や同世代の子どもとの関わりを通して、ものや人への興味・関心の広がりや社会情緒的な発達が期待できるほか、保護者にとっても、自身の子どもの理解者が増えることや、専門的な知識を有する人、同じ子育て中の保護者との関わりにより、孤立感、不安感の解消、育児に関する負担感の軽減に繋がるものとして、令和 7 年度に地域子ども・子育て支援事業として実施、令和 8 年度からは給付制度として実施されることとなっている。

4. 「子ども・子育て支援法」の改正について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）において、こども未来戦略（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が創設された。

【改正の主なポイント】

(1) 妊婦のための支援給付の創設

○妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦支援給付金を支給し、妊婦の負担軽減を図る

○妊婦支援給付金の支給と児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する妊婦等包括相談支援事業による援助その他の支援とを効果的に組み合わせることにより、妊娠中の負担の軽減のための総合的な支援を行うよう配慮する

(2) 児童手当法の一部改正

○所得制限の撤廃、児童手当の支給期間の延長、第 3 子以降の増額等

(3) 児童扶養手当法の一部改正

○所得制限及び第 3 子以降加算額の引上げ

（女性保護）

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援の強化が喫緊の課題となっている。

こうした中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和 4 年 5 月 19 日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和 4 年法律第 52 号）が成立し、令和 6 年 4 月 1 日に施行された。

これにより、これまで女性保護の根拠法とされてきた、昭和 31 年制定の「売春を行うおそれのある女子の保護更正」を目的とする売春防止法から脱却し、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた、新たな支援の枠組みが構築されることになる。

（エネルギー・食料品等の価格高騰の負担増の影響が大きい低所得世帯支援）

本市は、令和 2 年度に実施された「特別定額給付金」以降、国の施策により新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰に対する市民への支援策として様々な給付金事業を実施してきた。

令和 6 年度においても、引き続き物価高騰が続く中で、「大津市令和 5 年度物価高騰対策緊急支援給付金」の追加給付事業を 5 月 31 日の提出期限まで実施したほか、令和 6 年度に新たに住民税非課税や均等割のみ課税世帯となった世帯に対して 1 世帯あたり 10 万円を「大津市令和 6 年度物価高騰対策緊急支援給付金」として支給し、あわせて低所得の子育て世帯を支援するため、児童 1 人あたり 5 万円の子ども加算を支給した。

そのような中、令和 6 年 11 月 22 日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、重点支援地方創生臨時交付金を活用して、物価高騰に切実に苦しむ住民税非課税世帯に対して給付金を支給する方針が示されたことに伴い、「大津市令和 6 年度物価高騰対策緊急支援給付金（3 万円）」として、住民税非課税世帯に対して 1 世帯あたり 3 万円を給付し、合わせてこの事業における給付対象世帯内に 18 歳以下の子どもがいる場合には、1 人あたり 2 万円を給付金に加算（子ども加算）して支給した。

令和 7 年度は、「大津市令和 6 年度物価高騰対策緊急支援給付金（3 万円）」の給付事業を 6 月 30 日の提出期限まで実施する。